

令和 6 年（2024 年）7 月 31 日

各児童発達支援事業所 管理者 様

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

障害児通所支援における事業所間連携加算の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月の報酬改定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、事業所間連携加算が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりといたしますので、通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 加算の概要

セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う。

2 手続きの流れ等

「事業所間連携加算の創設と取扱いについて（令和 6 年 5 月 2 日事務連絡）（別紙 1）」及び「事業所間連携加算の手続等の流れ（別紙 2）」のとおり。ただし、コア連携事業所の選定及び依頼は保護者が行うこととする。

3 加算対象者の確認方法

区保健福祉部は、保護者から提出された事業所間連携加算確認書（以下「確認書」という。別紙 3）に受理印を押印のうえ、写し及びセルフプランの写しを保護者へ交付する。

コア連携事業所は、保護者から確認書及びセルフプランの交付を受け、確認書に事業所の名前があることを確認する。

4 留意事項

本加算の詳細については、厚生労働省告示等を御確認ください。

算定については、保護者から確認書及びセルフプランの交付を受けた日以降で要件を満たしたときにできるものとする。

5 別添資料

- (1) 事業所間連携加算の創設と取扱いについて（令和6年5月2日事務連絡）・・・別紙1
- (2) 事業所間連携加算の手続きの流れ・・・別紙2
- (3) 事業所間連携加算確認書・・・別紙3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

TEL011-211-2938 Fax011-218-5181

E-mail : sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp